○農林水産省告示第八百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月二十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字洗馬字寿い奈沢三九〇二、三九〇三のイの一、三九〇三のイの二、字スイナ沢三九〇四の一から三九〇四の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字寿い奈沢三九〇三のイの一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月二十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草一六二四の一、一六二五の一、一六三九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月二十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草八〇四九の一三（次の図に示す部分に限る。）、八〇二八、八〇二九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月二十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草六三五四、六三六四、六三六七、六三七〇、六三九八、六三九九、六四一〇、六四一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第六十号

家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第六十九号）の施行に伴い、平成二十一年経済産業省告示第二百十三号（エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十八日

経済産業大臣　林　幹雄

1の(1)中「別表第3号(七)」を「別表第3号(十)」に改める。

○経済産業省告示第六十一号

家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第六十九号）の施行に伴い、平成二十二年経済産業省告示第五十四号（蛍光ランプのみを主光源とする照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十八日

経済産業大臣　林　幹雄

2―1中「別表第3号（十五）の卓上スタンド用けい光燈器具」を「別表第3号（十二）の卓上スタンド用蛍光灯器具」に改める。

○経済産業省告示第六十二号

小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十五年政令第三百八号）第七条の規定に基づき、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第三項第二号ロ及びハの平成二十八年度に係る支給率を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

経済産業大臣　林　幹雄

小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの平成二十八年度に係る支給率は、〇とする。

○経済産業省告示第六十三号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令（平成二十二年経済産業省令第四十八号）第三条の二の規定に基づき、需要開拓支援法人が積極的に情報の提供を行うべきエネルギー環境適合製品を定める件（平成二十三年経済産業省告示第百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十八日

経済産業大臣　林　幹雄

1の第三号中、「発電機を」を「発電機が」に改め、「設置する場合のこれらのものに限るものとし」を「設置されるものに限り」に、「同時に設置する」を「一体として当該水力発電設備を構成する」に改める。

1の第四号を次のように改める。

四　告示の1の第五号に掲げる地熱発電設備のうち、発電出力が千キロワット以上のものであって、タービン及び発電機が同時に設置されるものに限り、これらと一体として当該地熱発電設備を構成する蒸気井、還元井、観測井、坑口装置、消音装置（蒸気井から発生する騒音を防止するものに限る。）、調整剤注入装置、気水分離器（当該気水分離器から排出される水を一時的に貯留するためのタンクを含む。）、湿分分離器、減圧気化器、予熱器、蒸発器、蒸気溜、スケールセパレータ、復水器、冷却塔、ガス抽出装置、浄化装置（温水中の有害物質を除去するものに限る。）、脱硫装置、貯水タンク、貯水池、ポンプ、配管、弁類、蓄電装置、非常用予備発電装置、制御装置又は系統連系用保護装置を含む。

1の第五号イ及びロを次のように改める。

イ　木質バイオマス発電設備（バイオマスのうち木質のものを原材料とするチップ又は固形燃料を燃料として発電を行うもの（発電出力が二万キロワット未満のものに限る。）のうち、ボイラーヌはガス化炉及びガス精製装置、タービンヌはガスエンジン並びに発電機が同時に設置されるものに限り、これらと一体として当該バイオマス利用装置を構成する破砕機、乾燥機、選別機、